関連取引を行つた時に当該無形資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該無形資産国外関連取引を行つた時に予測される金額を基礎として算定するもので、当該無形資産に係る当該金額その他の当該独立企業間価格を算定するための前提となる事項（当該無形資産国外関連取引を行つた時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものとする。

14　法第六十八条の八十八第八項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第六十八条の八十八第八項の特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであること。

二　通常用いられる方法により計算されたものであること。

15　法第六十八条の八十八第八項に規定する政令で定める場合は、同項の連結法人が、同項の特定無形資産国外関連取引の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。

一　当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十八条の八十八第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合

二　当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十八条の八十八第八項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

16　法第六十八条の八十八第九項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第六十八条の八十八第九項第二号の特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであること。

二　通常用いられる方法により計算されたものであること。

17　法第六十八条の八十八第十項に規定する政令で定める場合は、同項の連結法人が、同項の特定無形資産国外関連取引（その対価の額につき、当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産（同条第八項に規定する特定無形資産をいう。以下この項において同じ。）の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）が生ずることが予測された期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に予測された金額を基礎として算定したものに限る。以下この項において同じ。）の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。

一　当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間（法第六十八条の八十八第十項に規定する判定期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行つた時において当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合

二　当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行つた時において当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

第三十九条の百十二の二第一項第一号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改め、同項第三号中「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第三章第二十六節の節名を次のように改める。

第二十六節　連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第三章第二十六節第二款の款名を次のように改める。

第二款　連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例

第三十九条の百十三の二の見出しを削り、同条第一項中「第六十八条の九十一第三項」及び「第六十八条の九十三の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第八十一条の四（配当等の額（同条第一項に規定する配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の計算期間を通じて当該連結法人との間に連結完全支配関係があつた他の内国法人から受ける配当等の額として財務省令で定めるものに適用される場合を除く。）」、「、第八十一条の七第一項」及び「第二十三条の二」を削り、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「金額及び」を「金額」に、「を加算した」を「及び匿名組合契約等（第三十九条の十三の二第一項に規定する匿名組合契約等をいう。以下この項において同じ。）により匿名組合員（第三十九条の十三の二第一項に規定する匿名組合員をいう。以下この項において同じ。）に分配すべき利益の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した」に、「第六十八条の八十九の二第八項」を「第六十八条の八十九の二第七項」に、「を減算した」を「及び匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した」に改め、同条第二項中「第六十八条の八十九の二第二項」を「第六十八条の八十九の二第二項第二号」に改め、同条第三項中「第六十八条の八十九の二第二項に」を「第六十八条の八十九の二第二項第二号に」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　当該連結法人に係る関連者（法第六十八条の八十九の二第二項第四号に規定する関連者をいう。以下この条において同じ。）が非関連者（同項第五号に規定する非関連者をいう。以下この条において同じ。）に対して当該連結法人の債務の保証をすることにより、当該非関連者が当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該連結法人が当該関連者に支払う当該債務の保証料

二　当該連結法人に係る関連者から当該連結法人に貸し付けられた債券（当該関連者が当該連結法人の債務の保証をすることにより、非関連者から当該連結法人に貸し付けられた債券を含む。以下この号において「貸付債券」という。）が、他の非関連者に、担保として提供され、債券現先取引（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。）で譲渡され、又は現金担保付債券貸借取引（法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。）で貸し付けられることにより、当該他の非関連者が当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該連結法人が当該関連者に支払う貸付債券の使用料若しくは当該債務の保証料又は当該非関連者に支払う貸付債券の使用料

第三十九条の百十三の二第二十四項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「租税特別措置法第六十八条の八十九の二第一項」の下に「（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）」を加え、「連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第六十八条の八十九の二第九項」を「第六十八条の八十九の二第八項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項各号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十八項第二号及び第十九項第二号」を「第二十二項第二号及び第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第六十八条の八十九の二第八項」を「第六十八条の八十九の二第七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第六十八条の八十九の二第八項」を「連結事業年度（以下第二十一項」に、「連結事業年度（以下第二十一項」を「連結事業年度（以下第二十五項」に改め、同項第一号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額（法第六十八条の八十九の二第二項第一号に規定する対象支払利子等の額をいう。次号及び第二十六項において同じ。）」に改め、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「第二十一項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第六十八条の八十九の二第六項」を「第六十八条の八十九の二第三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第六十八条の八十九の二第二項第六号」に、「受取利子等